

## ○プラスチック使用製品廃棄物に係る資源物の分別基準

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第31条に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集にあたり、これに係る資源物の分別基準をここに定める。

### 1 適用開始日

令和7年4月1日

### 2 分別区分

プラスチック資源

### 3 分別基準

#### (1) 収集対象

ア 収集対象は家庭から排出される一般廃棄物であり、事業活動に伴い発生したものは含まない。

イ 素材の全部（100％）がプラスチックの製品（容器包装に係るものを含む）。ただし、シール等容易に剥がすことができない紙類については付着したままでよいものとする。

#### (2) 収集対象から除くプラスチック製品

ア 容器包装リサイクル法によりリサイクルされるペットボトル

イ 汚れ（固形物が付着しているもの）

ウ 長辺が30 cmを超えるのもの

エ 厚さ5 mm以上で硬いもの（まな板等）

オ 電子機器（電池または電源を使用する製品）

#### (3) 収集対象物の汚れの程度

水ですすぎ、可食部等の固形物が無いものは収集対象とする。

(例)

カップラーメン容器、スナック菓子の袋、ケチャップ・マヨネーズ容器、レトルト食品容器（カレー、パスタソース、その他）

#### (4) 収集対象物の例

プラスチック製容器包装以外の収集対象物の例を別紙に示す。

#### (5) 混入しないよう特に注意すべきもの

ア リチウムイオン電池等、火災の原因となるおそれがあるもの

イ 点滴用器具、注射針、注射器等、病原体の感染源となるおそれがあるもの

の

ウ 刃物等（カッター、包丁、カミソリなど）で作業時に怪我をする危険性があるもの